

第 15 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 1 時 30 分より、第 15 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一	11 番 今村 正喜	12 番 小島 佳剛
13 番 清水 幹央	14 番 寺川 勝之		

（欠席委員）

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 中井 正樹 水谷 修 北村 嘉朗

（事務局）

澤田 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会ですが、佐原委員から少し遅れるとの連絡をいただいております。 本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、現時点における出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 1 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人をお願いいたします。 現地調査委員につきましては、辻委員と寺川委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転となります。譲受人の経営面積は 0 m²となっておりますが、譲受人が約 2 0 年にわたり当該農地の農作業を行っておられます。 営農計画では、現状と同じく、●●及び●●の半分は水稻、●●の残り半分と●●は、人参やネギ等の野菜を栽培される計画となっております。 本件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
辻会長職務代理者	報告します。去る 8 月 2 6 日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行つてま

	いりました。 番号 1 の槇島町 ● ● ● ● の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が作付けされておりました。槇島町 ● ● ● ● の利用状況につきましては、半分は田で水稻が作付けされており、もう半分は畑作されておりました。槇島町 ● ● ● ● の利用状況につきましては、現況は畑で、野菜などが植えられておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
小島委員	譲渡人と譲受人は親子なんですか。
局 長	親族関係ではありません。
小島委員	徳田委員、参考までにお聞きしても良いでしょうか。相続の場合は一人当たり 5 , 0 0 0 万円以内なら相続税は発生しないと聞いたことがあります、贈与の場合にそういった特例はあるんですか。
徳田委員	相続税は基本 3 , 0 0 0 万円以内ですね。贈与については、贈与の方法が 2 つあるんですが、毎年で分ける場合は 1 年に 1 1 0 万円ずつです。もう一つの方法として相続時精算課税制度というものがあり、こちらは基礎控除 1 , 5 0 0 万円ですが使えるのは親族だけになります。本件はなぜ親族外で贈与されるのでしょうか。
社会長職務代理者	生前贈与は、7 年以内だと一時的に 1 , 5 0 0 万円控除されるということですか。
徳田委員	1 , 5 0 0 万円の控除はまったく別の制度で、相続時精算課税制度というものです。 仰っている生前贈与については、毎年 1 1 0 万円までなら贈与税は掛からないというものですが、7 年以内に相続が発生すると相続税が掛かってきます。以前は 3 年以内でしたが、現在は 7 年以内になりました。
小島委員	そうだと、贈与税が掛かる場合もあるし掛からない場合もあるということですね。所得によって変わるんでしょうか。

徳田委員	所得によって変わる訳ではなく、相続を見越した贈与のやり方です。 譲渡人と譲受人はまったく親子関係などではないとのことですが、今まで耕作されていたから贈与されるということですか。
局 長	金銭のやり取りがあったのかなかったのかは分かりませんが、現所有者の先代が譲受人へ譲り渡すという約束をされていたとのこと。今までは農地を取得する際に3,000㎡の下限面積があったので、実際には権利を移すことができませんでした。下限面積の要件がなくなったため、当時の経過を踏まえてきちんと権利関係を整理しようということで、現所有者と譲受人で申請がなされたものです。
議 長	税金が掛かるかどうかは微妙ですよ。先代に金銭の受領があったかが重要になるかもしれません。
小島委員	贈与税にも色々あったと思います。相続税は3,000万円以下でしたか。
徳田委員	基本3,000万円ですね。
水谷推進委員	譲渡人が他に所有している農地はありませんか。
局 長	当該3筆しかお持ちではありません。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きまして「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、番号1については、中林委員が関係者となりますので、番号1と番号2を分けて審議いたします。 中林委員につきましては、ご退室願います。 = 中林委員、退室 =

議 長	それでは第 2 号議案の番号 1 について、事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 をご説明申し上げます。 本件につきましては、農地中間管理事業ではない新規の利用権設定で、期間は 2 年間、ブロッコリーを栽培される予定となっております。 農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。 以上です。
議 長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
社会長職務代理者	報告します。去る 8 月 2 6 日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の小倉町・・・の利用状況につきましては、現況は田で、きれいに草刈りされていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 につきましては、議案のとおり「承認すること」と決しました。 中林委員は入室願います。 = 中林委員、入室 =
議 長	続きまして、第 2 号議案の番号 2 について、事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 2 をご説明申し上げます。

議 長	本件につきましても、農地中間管理事業ではない新規の利用権設定で、期間は 5 年間、水稻を栽培される予定となっております。 農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。 以上です。
辻会長職務代理者	続きます、辻委員より現地調査の報告をお願いします。 報告します。去る 8 月 26 日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行っていました。 番号 2 の小倉町・・・の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が作付けされておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 2 につきましては、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きます「第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 それでは、事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」一括して 2 件をご説明申し上げます。 いずれも、農地中間管理事業の農地売買等特例事業を活用した所有権移転となります。手続き上、農用地利用集積等促進計画の作成が必要となりますが、同計画案の作成に当たり、宇治市から農業委員会に対し意見照会があったものです。

	いずれも利用目的は水稻の栽培です。 農用地利用集積等促進計画の内容が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件を満たしており、特に問題はないと考えます。 以上です。
議 長	続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。
寺川委員	報告します。去る8月26日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。 番号1の小倉町・・・及び・・・の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が作付けされており、適正に管理されていました。 番号2の伊勢田町・・・及び・・・の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が作付けされており、こちらもきれいに管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、異議なしと認め、宇治市長に対し農業委員会の意見は「特になし」として回答いたします。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、昭和50年頃、当時の所有者が露天駐車場として整備し、使用されてきたもので、顛末書が提出されております。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。

	続きまして、「第２号報告 農地法第５条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、露天資材置場として転用されるもので、隣接農地はありません。進入路については、当該農地の西側に、南側の市道までの間、別途確保される予定です。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第１０条第２項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。 なしの声 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
--	--

(午後1時57分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____